

評価者	都市景観部長	服部 計利
評価者	都市整備部長	樋田 浩一

◎ 評価対象分野・施策の方針・目標とすべきまちの姿

総合計画上の位置付け	分野	みどり	施策の方針	緑の保全等
目標とすべきまちの姿	国・県との適正な役割分担による広域的な緑地保全・管理施策が進められています。また、より充実した施策により、緑地の質が高まっています。 土地所有者・市民をはじめ、関係機関等の協力により、地域制緑地の指定が充実し、国・県・市の間での役割分担が適正に行われることで、着実に施策が進捗しています。 市民の自発的な緑に関する活動が活発に行われています。			

1 市民意識調査結果

(1) 認知度(回答者全体に占める割合)

取組を知らない・わからないと答えた人の割合	平成30年度(2018年度)	18.0%	平成29年度(2017年度)	18.1%	平成28年度(2016年度)	15.6%
	平成27年度(2015年度)	17.7%				

(2) 妥当性

お金の使い方

	使いすぎ	ちょうどよい	足りない
必要以上の効果	3.3%	1.2%	0.2%
ちょうどよい	4.6%	43.6%	1.3%
効果不十分	5.3%	3.3%	14.7%

平成30年度
(2018年度)

お金の使い方

	使いすぎ	ちょうどよい	足りない
必要以上の効果	2.5%	1.6%	0.5%
ちょうどよい	3.5%	40.9%	2.1%
効果不十分	4.4%	5.3%	15.6%

平成29年度
(2017年度)

お金の使い方

	使いすぎ	ちょうどよい	足りない
必要以上の効果	1.8%	1.6%	0.2%
ちょうどよい	3.4%	41.7%	2.5%
効果不十分	3.0%	6.4%	18.8%

平成28年度
(2016年度)

お金の使い方

	使いすぎ	ちょうどよい	足りない
必要以上の効果	2.1%	1.1%	0.4%
ちょうどよい	3.9%	41.1%	1.1%
効果不十分	5.4%	3.6%	17.3%

平成27年度
(2015年度)

全体における位置(効果とお金の両方が「ちょうどよい」の割合)

(3) 今後の進め方

	もっと力を入れるべき	現状のままで良い	力を入れなくて良い	無回答
平成30年度(2018年度)	25.6%	46.8%	4.3%	23.3%
平成29年度(2017年度)	28.5%	43.1%	4.4%	24.1%
平成28年度(2016年度)	30.7%	43.9%	3.6%	21.8%
平成27年度(2015年度)	28.0%	44.3%	4.1%	23.5%

2 内部評価

(1) 平成30年度(2018年度)の目標

◎都市景観部
①緑政審議会の意見も聴きながら、緑の基本計画の進行管理書である「鎌倉市のみどり(平成30年度版)」をまとめ、広く公表する。また、緑の基本計画に基づき、(仮称)上町屋特別緑地保全地区の指定(都市計画決定)をする。(都景-08)
②鎌倉近郊緑地特別保全地区内で、都市緑地法に基づく買入れ申出を受けている土地の一部を買入れる。(都景-09)
③緑の学校等講習会では、講座内容や広報の充実等により、多くの市民に緑の知識の普及等ができるように努める。(都景-10)
④保存樹木等奨励金の交付など、民有緑地所有者への支援を継続する。また、緑地保全基金は、ふるさと寄附金制度とも連携しながら、従前から実施してきた広報を継続し、寄附金の増加に努める。(都景-11)
⑤引き続き、(公財)鎌倉風致保存会の運営を補助し、同会の活動の充実を図ることで、トラスト団体との連携による緑地保全を進める。(都景-12)
◎都市整備部
①住民からの樹林管理事業申請のうち、有効申請件数に対する達成率の維持に努める。(都整-36)

(2) 目標とすべきまちの姿と平成30年度(2018年度)の目標との関連性

◎都市景観部
①緑の基本計画の適切な進行管理を行い、計画に基づいた地域制緑地の指定により、着実に緑地保全を進めることができる。(都景-08)
②首都圏近郊緑地保全区域内で県により指定されている近郊緑地特別保全地区内での土地の買入れは、国・県との適正な役割分担により進めるものであり、予算の一部には国庫補助を充てている。(都景-09)
③多くの市民に緑の知識を普及することにより、市民の自発的な緑に関する活動を促すことにつながる。(都景-10)
④民有緑地所有者への支援を継続することにより、民有緑地の保全及び適切な管理が行われ、緑地の質が高まる。また、緑地保全基金が充実することで、緑地保全施策の財源の一部に充てることができ、広域的な緑地保全を進めることができる。(都景-11)
⑤(公財)鎌倉風致保存会の活動の充実を図ることで、市民の自発的な緑に関する活動が活発に行われ、緑地の質が高まる。(都景-12)
◎都市整備部
①樹林管理事業は、樹林を良好に管理するため、樹林の所有者又は管理者への支援策として実施するものである。有効申請件数全てに対応出来るように努めることを目標とすることで、住民からの要望に応え、樹林管理の支援につなげるものである。(都整-36)

(3) 事業評価結果一覧表(網掛けは重点事業)

評価対象事業名		決算値(千円)		総事業費(千円)		職員数(人)		法定受託事務	今後の方向性	
整理番号	事業名	平成30年度(2018年度)	平成29年度(2017年度)	平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)		事業内容	予算規模
都景-08	緑政運営事業	1,496	4,855	15,533	18,972	1.8	2.3	無	b	B
都景-09	緑地取得事業	160,633	123,097	168,431	149,288	1.0	1.0	無	b	B
都景-10	緑化啓発事業	4,970	5,183	12,768	18,064	1.0	1.4	無	b	B
都景-11	緑地保全事業	30,088	28,556	45,684	50,987	2.0	2.1	無	b	B
都景-12	風致保存会助成事業	14,484	13,408	16,044	17,096	0.2	0.2	無	b	B
都整-36	樹林維持管理事業	13,681	15,821	23,243	35,828	1.2	1.2	無	b	B

(4) 主な実施内容

【主な実施内容】

◎都市景観部

- ①緑政審議会を開催し、審議会の意見も聴きながら緑の基本計画の進行管理を担う「鎌倉市のみどり(平成30年度版)」をまとめた。また、上町屋特別緑地保全地区の都市計画決定手続を進め、平成30年6月15日に都市計画が決定、現地にそのことを示す標識を設置した。(都景-08)
- ②都市緑地法に基づき、買入れ申出を受けている土地の一部(約3.3ヘクタール)を買入れた。(都景-09)
- ③緑の学校、緑のレンジャー等の講座の開催を通して、多くの市民への緑化啓発、緑地の維持管理を担う市民ボランティアの育成に努めた。(都景-10)
- ④保存樹木等奨励金を交付し、民有緑地所有者の支援に努めた。また、ふるさと寄附金制度とも連携しながら緑地保全基金への寄附金の増加に努めた。(都景-11)
- ⑤(公財)鎌倉風致保存会運営補助費を交付し、同会の活動を支援した。(都景-12)

◎都市整備部

- ①樹林管理事業では、対象地の所有者からの申請に基づき、樹林地の枝払いや枯損木の処理、徐間伐などの管理を行った。対象地域を6分割し、毎年度2地区ずつ(平成28年度までは1地区ずつ)順番に実施しており、平成30年度は長谷・極楽寺地区及び佐助・御成地区で実施した。(都整-36)

【実施できなかった事業とその理由等】

(5) 平成30年度(2018年度)の取組の評価

◎都市景観部

効率性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な事業費・人件費で執行できていたか	■ 適切	<input type="checkbox"/> 要改善
妥当性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、妥当(適切)な取組であったか	■ 適切	<input type="checkbox"/> 要改善
有効性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な成果が得られていたか	■ 適切	<input type="checkbox"/> 要改善
公平性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、受益機会が偏っていない(適切な)取組であったか	■ 適切	<input type="checkbox"/> 要改善

<上記評価の理由、改善を要する点の具体的内容等>

- ①緑の基本計画を適切に進行管理しながら、地域制緑地の指定を進めた。(都景-08)
 - ②鎌倉近郊緑地特別保全地区内の土地の買入れについては、所有者からの申出により、関係法令に基づいて、財政負担の平準化も踏まえて対応した。(都景-09)
 - ③緑化啓発業務では、多くの市民の受講により、緑の知識の普及やボランティアの育成を図ることができた。(都景-10)
 - ④保存樹木指定等による民有緑地の所有者への支援や確保緑地の適正整備事業により、市内の豊かな緑地の保全を図るとともに、その質の充実に向けた継続的な取組を進めることができた。また、緑地保全基金は、様々な媒体で周知を図り、支所等や催事における募金活動などの他、ふるさと寄附金制度の活用により、寄附金増加の取組を進め目標値の1.5倍の寄附を得た。(都景-11)
 - ⑤本市における緑地保全の取組に大きな役割を果たしている(公財)鎌倉風致保存会の運営を支援し、同会の活動の充実を図ることができた。(都景-12)
- 以上のことから、緑の保全等の取組について、効率性・妥当性・有効性・公平性について適切と評価した。

◎都市整備部

効率性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な事業費・人件費で執行できていたか	<input type="checkbox"/> 適切	■ 要改善
妥当性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、妥当(適切)な取組であったか	■ 適切	<input type="checkbox"/> 要改善
有効性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な成果が得られていたか	■ 適切	<input type="checkbox"/> 要改善
公平性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、受益機会が偏っていない(適切な)取組であったか	■ 適切	<input type="checkbox"/> 要改善

<上記評価の理由、改善を要する点の具体的内容等>

- ・樹林管理事業の有効申請件数 83件全てに対応した。(都整-36)
- ・平成30年度については、樹林管理の取扱基準を満たした有効申請件数の全てに対応できたが、予算の執行状況や対象となる樹木の本数が多いときは、全てに対応できない場合があることから、取扱基準に基づく適切な事業の推進を図るため、現地確認の際に申請内容を精査し、効果的な事業の実施に努めたい。(都整-36)
- ・平成29年度から毎年度2地区に対応しているが、単年度に処理する事務量が増加しているため、事務効率の向上や適切な人員の確保も含めて事務の改善に努めたい。(都整-36)

(6) 評価結果や市民意識調査結果をふまえ、施策の方針等としての、今後の方向性

◎都市景観部

- ①緑政審議会の意見も聴きながら、緑の基本計画の進行管理に努め、計画実現に向けた各種施策を展開する。(都景-08)
- ①同計画に基づいて、県との適正な役割分担を図りながら、地域制緑地の指定を目指す。(都景-08)
- ②緑地取得事業は、都市緑地法に基づき、土地の買入れ申出に対応する。(都景-09)
- ③引き続き、緑の学校等講習会を開催し、緑化啓発に努める。(都景-10)
- ④保存樹木等奨励金の交付など、民有緑地所有者への支援、市民への緑の知識の普及や今後の緑地管理等の担い手となるボランティアの育成や緑化推進団体との連携等に係る事業を推進していく。(都景-11)
- ④これら施策の基盤である緑地保全基金の充実については、ふるさと寄附金制度とも連携しながら、寄附金の増加に向けた取組に努めていく。(都景-11)
- ⑤引き続き、(公財)鎌倉風致保存会の運営を補助し、同会の活動の充実を図ることで、トラスト団体との連携による緑地保全を進める。(都景-12)

◎都市整備部

・樹林管理事業については住民から多くの要望があることから、実施サイクルを6年から3年に短縮しており、サイクルを短縮したことで管理の充実が図られているため、事業の効果を見極めながら継続した支援に努めたい。(都整-36)

(7)令和元年度(2019年度)の目標

◎都市景観部

- ①緑政審議会の意見も聴きながら、緑の基本計画の進行管理書である「鎌倉市のみどり(令和元年度版)」をまとめ、広く公表する。また、緑の基本計画に基づき、緑地保全施策を推進する。(都景-08)
- ②鎌倉近郊緑地特別保全地区内で、都市緑地法に基づく買入れ申出を受けている土地の一部を買い入れる。(都景-09)
- ③緑の学校等講習会では、講座内容や広報の充実等により、多くの市民に緑の知識の普及等ができるように努める。(都景-10)
- ④保存樹木等奨励金の交付など、民有緑地所有者への支援を継続する。また、緑地保全基金は、ふるさと寄附金制度とも連携しながら、従前から実施してきた広報を継続し、寄附金の増加に努める。(都景-11)
- ⑤引き続き、(公財)鎌倉風致保存会の運営を補助し、同会の活動の充実を図ることで、トラスト団体との連携による緑地保全を進める。(都景-12)

◎都市整備部

- ①住民からの樹林管理事業申請のうち、有効申請件数に対する達成率の維持に努める。(都整-36)

(8) 目標とすべきまちの姿と令和元年度(2019年度)の目標との関連性

◎都市景観部

- ①緑の基本計画の適切な進行管理を行い、計画に基づいた地域制緑地の指定により、着実に緑地保全を進めることができる。(都景-08)
- ②首都圏近郊緑地保全区域内で県により指定されている近郊緑地特別保全地区内での土地の買入れは、国・県との適正な役割分担により進めるものであり、予算の一部には国庫補助を充てている。(都景-09)
- ③多くの市民に緑の知識を普及することにより、市民の自発的な緑に関する活動を促すことにつながる。(都景-10)
- ④民有緑地所有者への支援を継続することにより、民有緑地の保全及び適切な管理が行われ、緑地の質が高まる。また、緑地保全基金が充実することで、緑地保全施策の財源の一部に充てることができ、広域的な緑地保全を進めることができる。(都景-11)
- ⑤(公財)鎌倉風致保存会の活動の充実を図ることで、市民の自発的な緑に関する活動が活発に行われ、緑地の質が高まる。(都景-12)

◎都市整備部

- ①1地区の巡回サイクルを6年から3年に1回とすることで、住民からの要望にこたえることにより、樹林管理の支援の充実につなげる。(都整-36)

3 主な事業における指標(目標ごとに1つ設定)

整理番号	都景-08	事業名	緑政運営事業								
指標の内容	特別緑地保全地区の指定面積					単位	ha	指標の傾向	↗	備考	
当該指標を設定した理由	年次	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)				
緑の基本計画に示す指定目標	目標値	94.3	94.3	94.3	94.3	94.3	94.3				
	実績値	48.8	48.8	48.8	48.8	49.4					
	達成率	51.7%	51.7%	51.7%	51.7%	52.4%					
整理番号	都景-09	事業名	緑地取得事業								
指標の内容	近郊緑地特別保全地区の買入れ面積					単位	ha	指標の傾向	↗	備考	
当該指標を設定した理由	年次	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)				
緑地取得のため	目標値	約23.1	約24.8	約24.8	約24.8	約25.29	約25.29				
	実績値	約7.0	約10.3	約14.2	約17.15	約20.48					
	達成率	30.3%	41.5%	57.3%	69.2%	80.9%					
整理番号	都景-10	事業名	緑化啓発事業								
指標の内容	緑のレンジャー(シニア)の受講者数					単位	人	指標の傾向	↗	備考	
当該指標を設定した理由	年次	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)				
	目標値	30	30	30	30	30	30				
	実績値	21	22	20	17	19					
	達成率	70.0%	73.3%	66.7%	56.7%	63.3%					
整理番号	都景-11	事業名	緑地保全事業								
指標の内容	緑地保全基金への寄附金					単位	千円	指標の傾向	↗	備考	
当該指標を設定した理由	年次	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)				
緑地保全基金の充実	目標値	1,500.0	1,500.0	3,851.0	3,851.0	3,851.0	3,851.0				
	実績値	5,570.0	2,684.0	3,769.0	3,374.0	5,967.0					
	達成率	371.3%	178.9%	97.9%	87.6%	154.9%					
整理番号	都整-36	事業名	樹林維持管理事業								
指標の内容	各年度の有効申請件数に対する達成率					単位	%	指標の傾向	⇒	備考	
当該指標を設定した理由	年次	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)	※H26～H28までは、1地区、H29ha,2地区を対象に実施。			
家屋等に影響を及ぼすおそれのある危険な樹木は市民の日常生活に支障となるため	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0				
	実績値	82.7	87.9	100.0	100.0	100.0					
	達成率	82.7%	87.9%	100.0%	100.0%	100.0%					

参考 前年度外部評価結果への対応

鎌倉市民評価委員会からの指摘

課題

・ふるさと寄附金制度とも連携しながら、寄附増加に努めて連携しながら緑地保全基金への寄附金の増加に努めてほしい。

・市民と協働による管理体制づくり、田畑の復元、樹林等の維持管理作業などまとまりあるみどりを確保していく施策を引き続き進めていく必要がある。

・定量的指標、定性的指標を設定することは困難とするのではなく、行政評価を進める上での工夫を加えていくべきである。

・「目標とすべきまちの姿」へ近づいていると思われる効果についての記載が少ない。

・緑の基本計画にそって進行管理をしているとのことだが、市民は仕事の効果不十分と感じている人が多い。管理をただただ行っているのではないか。市民とのずれを感じ取る必要がある。

・目標とすべきまちの姿にある「市民の自発的な緑に関する活発な活動」は具体的には何が具現化されているのか不明である。

指摘への対応、コメント等

◎都市景観部

・鎌倉市緑地保全基金の充実については、これまで、各支所への募金箱設置や緑化まつり会場内での募金の呼びかけ、ノベルティや広報の工夫など、予算はかけずに寄附金増加に向けた取組を行ってきました。また、ふるさと寄附金制度とも連携しながら、寄附増加に努めており、平成30年度は目標値の1.5倍の寄附を得ています。今後もこれらの取組を継続します。

◎都市景観部

・田畑の復元、樹林の維持管理については、みどり課の所管事務ではありませんが、関係部局と連携しながら、緑の基本計画に沿った取組を進めています。

・市民との連携については、引き続き緑のレンジャーの育成や

NPO法人鎌倉みどりのレンジャーとの連携、鎌倉風致保存会への助成事業について、継続して行っています。

◎都市景観部

・緑の保全等の取組による効果は、市民の受け止め方も多様で抽象的であるため、行政評価への対応については、今後も市民に分かりやすく説明できるよう努めています。

◎都市景観部

・緑の基本計画の進行管理書である「鎌倉市のみどり」において、みどり課所管以外の事業も含めて過年度の取組と実績をまとめ、広く積極的に公表しています。

・緑の保全等の取組による効果は、市民の受け止め方も多様で抽象的であるため、今後も市民に分かりやすく説明できるよう努めています。

◎都市景観部

・緑の基本計画の進行管理書である「鎌倉市のみどり」において、みどり課所管以外の事業も含めて過年度の取組と実績をまとめ、広く積極的に公表しています。

・緑の保全等の取組による効果は、市民の受け止め方も多様で抽象的であるため、今後も市民に分かりやすく説明できるよう努めています。

・緑の基本計画の見直しを行う際には、パブリックコメントを実施することにより、市民意見の聴取に努めています。

◎都市景観部

・「市民の自発的な緑に関する活動」は、身近な緑に親しむための自然観察や庭木の手入れなどのほか、緑地の維持管理活動への参加やボランティアに対する技術指導など、多岐にわたると考えています。

・このため、緑の知識の普及の一環として実施している「緑の学校」では、緑に係る講習会や自然観察会を行っており、修了後にも緑化指導者育成のための講習会を実施しています。

・また、緑のレンジャーを育成し、緑地の維持管理に対し市民が適正な役割を担う仕組みづくりを進めています。



提言

・市民の協力・協働が不可欠な事業である。その点の実施内容の記載をもう少し具体的に示してもらえるとより評価がしやすい。

・充実した施策による緑地の質の向上のためにも、さらなる「樹林管理事業」の充実を求めたい。

・目標値(面積)に対する実績率を指標とすべきである。

・「各年度の有効利用件数に対する達成率」が100%であることは当然であり、指標には不適ではないか。

・「計画に従って」の様な記述には、計画がどのようなものであるか、具体的に記述して頂きたい。

・「鎌倉市のみどり(平成29年度版)」がまとめられたが、それをどの様に実施事業に繋げていくのが重要である。

質問

・市民の自発的な緑に関する活動の状況は？

・特別緑地保全地区の指定面積の目標及び実績が4年間にわたり変化がないがこれはなぜか？

提言に対するコメント等(総論)

◎都市景観部

・主な実施内容の記載については、分かりやすい表現に努めていきます。
・なお、市民の協力・協働については、主に緑地の維持管理の担い手となる緑のレンジャーの育成やNPO法人鎌倉みどりのレンジャーとの連携、鎌倉風致保存会への助成事業などを実施しています。

◎都市整備部

平成29年度から巡回のサイクルを早めた事業の効果をみながら、今後の対応を見極めていきます。

◎都市景観部

・特別緑地保全地区の指定や近郊緑地特別保全地区の買入れなどについては、面積を指標の目標値として採用しています。
・今後も市民に分かりやすく説明できるよう努めていきます。

◎都市整備部

⇒ 樹林管理の取扱基準を満たした申請(有効申請(利用)件数)は全て事業の対象としているが、予算の範囲の対応となるため、予算の措置等を含めて申請件数に対応出来る体制となっているかを図るため、本指標を用いています。

◎都市景観部

・緑地保全の取組については、「鎌倉市緑の基本計画」において保全すべき緑を位置づけ、この計画に基づき事業を進めています。
・同計画は、全市域を対象とした具体的な施策方針を掲げ、意見公募により市民意見等を聴きながら策定しました。
・今後も、緑の基本計画に沿った取組を継続すると共に、市民に分かりやすく説明できるよう努めていきます。

◎都市景観部

・緑の基本計画の進行管理書である「鎌倉市のみどり」において、みどり課所管以外の事業も含めて過年度の取組と実績をまとめ、広く積極的に公表しています。
・「鎌倉市のみどり」の作成に併せて、事業の進捗状況を踏まえた課題の整理を行っており、次回の緑の基本計画の見直しに向けて、鎌倉市緑政審議会から意見を聴取しています。

質問に対する回答

◎都市景観部

・緑のレンジャー(シニア)の受講修了生が自主的に樹林管理ボランティアグループ及びNPO法人を立ち上げ、公園や市有緑地等において管理作業を実施しています。活動内容については、毎年、地下道ギャラリーにおいてパネル展示を行っています。
・緑の学校修了者は、年度毎に自主活動グループを結成し自然観察会を行っており、活動内容については、毎年、地下道ギャラリーにおいてパネル展示を行っています。
・鎌倉風致保存会は、市民ボランティアとともに市内の緑地の管理及び史跡等の維持管理活動を定期的に行っています。活動内容については、毎年、地下道ギャラリーにおいてパネル展示を行っています。

◎都市景観部

⇒ ・特別緑地保全地区の指定面積の目標については、平成23年に改訂した「鎌倉市緑の基本計画」に基づき、同計画における目標中間年次である平成32年の目標値を採用しています。
・特別緑地保全地区の指定については、市の財政状況を踏まえて都市計画決定に向けた事務手続を進めていることから、4年間にわたり面積の増加が無かったものです。なお、平成29年に上町屋特別緑地保全地区の指定に向けた事務手続を進め、平成30年6月に同緑地の都市計画が決定しています。

・国や県とはどのように連携・分担しているのか？

・指標にもある「特別緑地保全地区の指定面積」はなぜ増えないのか？計画が履行されていないものと見なされるが、なぜ取り組みを「適切」と判断しているのか？

◎都市景観部

・国・県に対しては、緑の保全や維持管理に対する施策や補助メニューの創設について、機会を捉えて要望しています。

・首都圏近郊緑地法に基づき県が指定した近郊緑地特別保全地区の買入れにあたっては、県に買入れの希望の有無を照会しています。

・また、同地区の用地取得費に対する国庫補助を活用しています。

◎都市景観部

・特別緑地保全地区の指定については、市の財政状況を踏まえて都市計画決定に向けた事務手続を進めていることから、4年間にわたり面積の増加が無かったものです。

・平成29年には上町屋特別緑地保全地区の指定に向けた事務手続を進めたため、取組みについては「適切」と判断しています。なお、平成30年6月に同緑地の都市計画を決定したため、指定面積の増加については平成30年度の実績として反映しています。

緑の保全等

評価できるところ

- ・緑政審議会の意見を聴き、緑の基本計画の進行管理を担う「鎌倉市のみどり(平成30年度版)」をまとめた。上町屋特別緑地保全地区の都市計画決定手続を進め、平成30年都市計画が決定、そのことを示す標識を設置した。
- ・特別緑地保全地区の指定面積の目標および実績が4年間にわたり変化がなかったが、49.4haとなり、0.7ポイント増加した。
- ・鎌倉市緑の基本計画に基づく、(仮称)上町屋特別緑地保全地区の指定に向けた方向性・条例に基づく自主まちづくり等、地域住民の自発的な緑地保全への取り組みを支援していることなどは評価できる。
- ・対象樹林地を6分割し、各年2地区ずつ順番に樹林管理事業を実施。実施サイクルを短くするよう市民要望があり、平成29年度から毎年度2地区ずつ順番に、枝払いや枯損木・倒木の処理、除間伐などの業務を委託した。平成30年度は長谷・極楽寺地区及び佐助・御成地区で実施。
- ・ふるさと寄附金制度を活用し、寄附金増加の取組をすすめ、目標値の1.5倍を得た。

評価の内訳				委員会の評価
取組	3	0	5	
効果	3	1	-	-

課題

- ・定量的指標、定性的指標を設定することは困難とするのではなく、行政評価を進める上での工夫を加えていくべきである。受講の回数や受講者数だけでなく、どのような活動が行っているかを表す指標が必要ではないか。
- ・緑化啓発事業に対する広報が足りない。
- ・様々なことを法令や条例に基づいて粛々と行っていることは評価できるが、積極的に「目標とすべきまちの姿」を達成するような姿勢及び取り組みが見られない。
- ・指標の「樹林維持管理事業」は予算を100%使ったというだけで、予算の達成率であり、実態を伴っていない。
- ・指標に緑のレンジャーの受講者数がある。活動の実体がわからない。受講してもらうのが目的ではなく、その後の活動につながっているのか確認できない。

提言

- ・市民と協働による管理体制づくり、田畑の復元、樹林等の維持管理作業など、まとまりあるみどりを確保していく施策を引き続き進めていく必要がある。
- ・地下道ギャラリーの展示で、啓蒙しているという行政評価シートが見られるが、別の方法も含めて考えるべきではないか。
- ・委員会に対するコメントを見ると「少しでも理解してもらおうという姿勢」に欠けていると感じる。公表している内容についてもポイントを回答願いたい。
- ・「市民との協力・分担による保全が掲げられているが、市民が所有の緑地の管理保全について困りごとがあったとき、どこかに相談窓口などはあるのか。鎌倉市は緑が多いまちであり、その分様々な悩みを抱える市民も多いかと思う。分かりやすい窓口、もしくはHPなどあった方が良いと思う。
- ・緑を維持管理するために市民も緑のレンジャー、風致保存会等が活動していることをパネル展示しているようだが市民の目にはあまり触れられていないように思う。

質問

- ・県との適正な役割分担を図りながら、地域制緑地の指定を目指す。地域制緑地の指定が充実し、国・県・市の間での役割分担が適正の現況の問題点は何か？
- ・市民の自発的な緑に関する活動の状況は？
- ・毎年2地区ずつ実施の「樹林管理事業」は「対象地所有者の申請に基づき」とあるが、民有地の枝払い等を申請通り全数対応している。この「樹林管理の取扱基準」「申請制度」はどのようなものか？その公平性は担保されているか？
- ・緑のレンジャーにはジュニアもあるそうだが若い世代が活動することは良いことだと思う。具体的にどのような活動をしているのか？
- ・全てが「適切」に行われているのに、全く「目標とすべきまちの姿」に近づいているように思えないのはなぜか？(指標の多くが目標を下回っているのになぜ適正か？)
- ・「目標とすべきまちの姿」へ近づいていると思われる効果についての記載が少ないとの評価委員会からの意見に対して、「『鎌倉市のみどり』において、みどり課所管以外の事業も含めて過年度の取組と実績をまとめ、広く積極的に公表しています。」と回答している。評価書に記載しないということは評価を受ける気が無いという事か？